

社会保障審議会障害者部会身体障害・知的障害分会
次 第（第3回）

平成14年4月12日（金）
14:00～16:00
於 厚生労働省18階専用第22会議室

1. 開 会

2. 議 事 ○支援費制度の準備について

- （1）指定施設の人員、設備及び運営に関する基準
- （2）指定居宅支援等の事業の人員、設備及び運営に関する基準
- （3）障害程度区分の決定方法
- （4）支援費基準の設定

○身体障害児・者実態調査の結果について

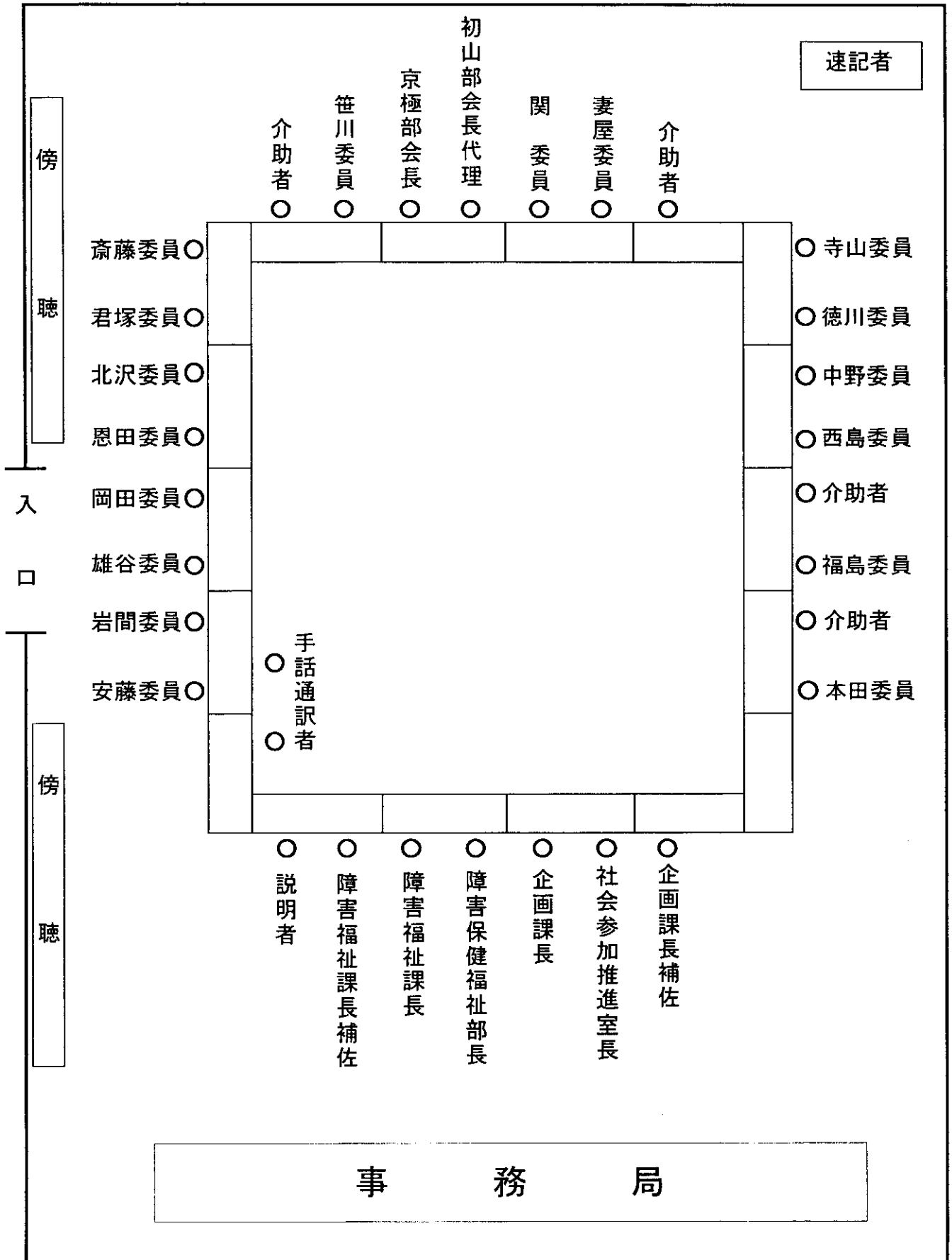
3. 閉 会

資料一覧

- 資料1 指定施設の人員、設備及び運営に関する基準について
- 資料2 指定基準と現行最低基準の比較表
- 資料3 指定居宅支援等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（案）
- 資料4 障害程度区分の決定方法について
- 資料5 支援費基準の設定について
- 資料6 身体障害児・者実態調査結果の概要

第3回社会保障審議会障害者部会身体障害・知的障害分会

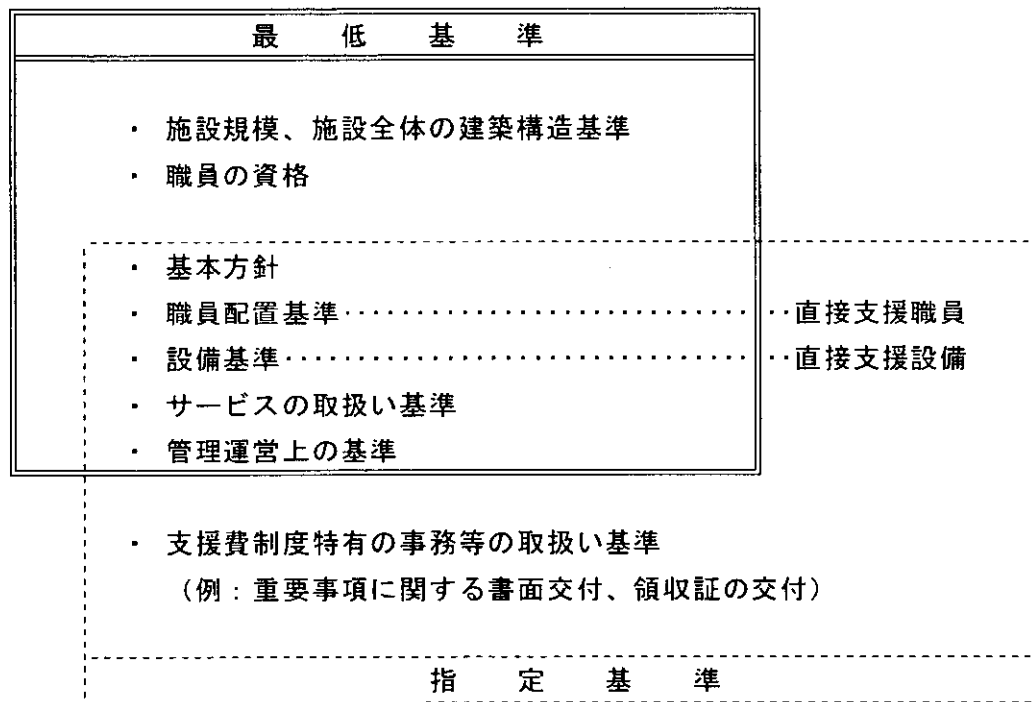
日時 平成14年4月12日(金) 14:00~16:00
 場所 厚生労働省専用第22会議室



指定施設の人員、設備及び運営に関する基準について

I 指定基準においては、指定施設として必要な入所者の支援に直接関係する人員、設備及び運営に関する基準を規定するとともに、支援費制度の下で施設の運営に必要な事項を規定するものである。その他の人員、設備基準の内容については、指定基準と最低基準で同様の取り扱いとなる。

(参考) 指定基準と最低基準との関係図



※「最低基準の改正」

「指定基準」で規定した入所者の支援に直接関係する人員、設備及び運営に関する基準の中で支援費制度特有の部分（重要事項に関する書面の交付や領収証の交付など）を除き、あわせて現行の最低基準についても改正する。

Ⅱ 1月10日会議資料からの指定事業者・指定施設基準案の主な変更点について

前回1月10日支援費制度関係課長会議資料（以下「前回資料」という。）からの主な変更点は下記のとおり。

1 指定居宅支援事業者

（1）人員基準について

- ① 指定短期入所事業者で宿泊を伴わない指定短期入所を行う事業者の規定を追加した。（知的及び児童について。なお、この場合、居室を用いずに指定短期入所を提供することができる。）
- ② 指定地域生活援助事業所（グループホーム）の管理者について、前回資料では「同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。」としていたが、「同一敷地内にある」を削除した。（従前より施設と同一敷地内のグループホームの設置を認めていないため、同一敷地外の施設等の職務も対象として含まれるようにした。）

（2）設備基準について

指定地域生活援助事業所（グループホーム）の定員について、「四人以上」としていたが、「四人以上七人以下」に変更した。

（3）運営基準について

- ① 利用者負担金等の受領規定について、緊急時等の償還払いの規定を追加（身障法第17条の10第7項等）し、その場合のサービス提供証明書の交付規定をおいた。
- ② 利用者等に求めることができる金銭の支払いの範囲等についての規定を置いた。
- ③ 指定地域生活援助の入居対象者の要件を見直した。
- ④ 指定地域生活援助の「管理者による管理」を削除した。

2 指定施設

(1) 人員基準について

- ① 前回資料では、人員の基準の具体的な員数を○で表示していたが、数値を記載した。
- ② 前回会議資料では、人員基準について「* 重度の入所者に配慮した人員基準については引き続き検討中」としていたが、各施設の人員基準において「入所者の障害程度区分に応じた適切な対応を図るため、第一項及び前項に掲げる員数の従業者に加えて、必要な従業者を置かなければならない。」とした。
- ③ これまでの「生活指導員」を「生活支援員」と、名称を改めることとした。
- ④ 身体障害者療護施設に置くべき理学療法士について、理学療法士又は作業療法士とした。

(2) 設備基準について

- ① 身体障害者療護施設の一人当たりの居室の床面積について、「収納設備等を除き、6.6平方メートル以上」としていたところ、「収納設備等を除き、9.9平方メートル以上」とした。
- ② 従来の最低基準にない規定及び従来基準の引き上げとなる部分については、指定基準及び改正後の最低基準において、一定の経過措置を設けることとした。

(3) 運営基準について

- ① 1 (3) ①及び②と同様。
- ② 「処遇」を「支援」と改めることとした。